

提出書類一覧

提出書類	一般型			余裕活用型 (一般・特別)	備考
	独立施設	専用室独立	在園児合同		
● 令和8年度中野区乳児等通園支援事業実施事業者応募申込書	○	○	○	○	
● 区事務取扱基準第4の1に規定する乳児等通園支援事業認可申請書及び添付書類					
児童福祉法第34条の15第2項の規定に準じ、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、区長へ提出すること。ただし、既に法の規定に基づく認可又は子ども・子育て支援法の規定に基づく確認において中野区が把握している事項のうち、以前に提出した内容と同一であり、かつ区が改めての提出が不要と認めた書類に限り、提出を省略できるものとする。					
1 乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）	○	○	○	○	
2 添付書類					
(1) 職員関係					
ア 職員の構成（第2号様式）	○	○	○	○	
イ 基準職員及び基準職員以外の保育従事者職員全員の履歴書の写し	○	○	○	○	
ウ 基準職員及び基準職員以外の保育従事者職員全員の、保育士にあっては保育士登録証、その他職員にあっては条例及び当該基準に定める研修を修了する旨を証する書類の写し	○	○	○	○	
エ 基準職員及び基準職員以外の保育従事者職員全員の所定労働時間等の明記された雇用通知書（控）の写し。なお、雇用契約時、勤務場所が乳児等通園支援事業所と異なる場合は、雇用契約書と併せて発令通知書（当該事業所に配属されたことを示すもの）の写し	○	○	○	○	
オ 調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には、調理業務委託契約書の写し、外部搬入方式により食事の提供をする場合には外部搬入に係る契約書の写し	○	省略可	省略可	省略可	
(2) 建物、その他の設備関係					
ア 事業概要（第3号様式）	○	○	○	○	
イ 施設の案内図（最寄駅からの経路等、周辺環境が分かるもの）	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能 (※)
ウ 施設の配置図（隣地の状況等が分かるもの）	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能 (※)
エ 建物の平面図（有効面積が分かるもの）	○	○	○	○	
オ 乳児等通園支援事業所内の各室から屋外避難場所までの経路を示した平面図（非常口が火災等非常時に利用乳幼児の避難に有効な位置に2か所2方向設置されていることが分かるもの。）	○	○	○	○	
カ 土地の実測図（土地又は建物が自己所有の場合）	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能 (※)
キ 建物建築時の建築確認申請書、確認済証及び検査済証の写し。ただし、検査済証を紛失している場合は検査済証に代えて台帳記載事項証明書を提出すること（既存建築物の場合）。検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次の（ア）から（ウ）のいずれかを提出すること。	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能 (※)
（ア）建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が証明した文書	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能 (※)
（イ）建築基準法第12条第5項の規定に基づく報告等に基づき、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを特定行政庁又は建築主事が確認した文書	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能 (※)
（ウ）建築基準法適合状況調査報告書等により、建築当時の建築基準関係規定に適合していることを区長が確認した文書	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能 (※)

提出書類	一般型			余裕活用型 (一般・特別)	備考
	独立施設	専用室独立	在園児合同		
ク 保育室等を2階以上に設置する場合は、一級建築士による、条例第21条を満たしていることを証する書類	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
ケ 用途変更に係る建築確認申請書及び確認済証の写し	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
コ 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第56条の2に基づく届出により消防署から通知される「検査結果通知書」の写し	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
サ 「乳児等通園支援事業所における室内化学物質対策実施基準」(区事務取扱基準紙1)に基づき実施した測定結果(厚生労働省が定める指針値以下であることが分かるものであること)	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
シ 土地及び建物の登記事項証明書(土地又は建物が自己所有の場合)。ただし、申請時に登記がなされていない場合には、運用を開始する日より前の開庁日までに提出すること。	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
ス 土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面及び、国又は地方公共団体以外から貸与を受ける場合には「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭・社会・援護局長連名通知)により実施していることを証する書面(土地・建物が自己所有でない場合)	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
セ 区事務取扱基準第3の4(1)エ(イ)に規定する建築物にあつては、当該事実を客観的に確認できる書類。	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
ソ 建築基準法(昭和25年法律第201号)における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入前に建築された建築物の場合、新耐震基準による診断で安全が確認された建築物であることを示す書類	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
(3) 乳児等通園支援事業の運営方針等					
ア 運営規程(区認可条例第16条に定める重要事項に関する規定及び区認可条例第19条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの)	○	○	○	○	
イ 就業規則(給与規程等を含む。)	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
ウ 重要事項説明書等(利用者及び利用を検討している者に配付するものであって、区認可条例第16条に定める重要事項に関する規定及び区認可条例第19条に基づく苦情対応のための措置の内容が盛り込まれているもの)	○	○	○	○	
エ 利用乳幼児に関して契約している保険又は共済制度への加入を証する書類の写し	○	○	○	○	
(4) 設置主体関係					
社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社にあつては次のアからコまで及びシに掲げる書類、社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社以外の者にあつてはアからスまでに掲げる書類					
ア 設置者の代表者の履歴書	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
イ 法人の登記事項証明書	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
ウ 法人の定款又は寄附行為の写し	○	○	○	○	
エ 印鑑証明書	省略可	省略可	省略可	省略可	
オ 児童福祉法第34条の15第3項第4号の規定に関する誓約書(第4号様式)	○	省略可	省略可	省略可	本体事業の認可書類等と重複する場合には省略可能(※)
カ 開設に係る資金計画書	○	○	省略可	省略可	
キ 当該乳児等通園支援事業の今後5年間の収支予算書(当該施設を開設するに当たって借入等を行う場合は返済額についても記載すること。)	○	○	○	○	

提出書類	一般型			余裕活用型 (一般・特別)	備考
	独立施設	専用室独立	在園児合同		
ク 直近3年間の決算報告書（監査証明又は当該決算報告書を作成した公認会計士、税理士等により適正な会計基準に則って処理されたことを証する書類を付したものの）	○	○	○	○	
ケ 設置者全体の今後5年間の収支（損益）予算書	○	○	○	○	
コ 設置者全体の今後5年間の借入金等返済（償還）計画	○	○	○	○	
サ 会社開設時の開始貸借対照表及び仮決算書（設置者が新規設立法人の場合）	○	○	○	○	
シ 預貯金の残高証明書（認可申請書の提出期限の2か月前以降の時点の残高のもの、複数の金融機関の残高証明書を提出する場合、すべて同一日であること。）	○	○	○	○	
ス 納税証明書（国税通則法（昭和37年法律第66号）第123号に規定するもの。認可申請書の提出期限の1か月前以降に発行したもの。）。社会福祉法人、学校法人及び日本赤十字社の場合は提出不要。 （ア）及び（イ）の期間は、クに定める直近3年間の決算報告書のうち、最も直近の会計期間と同期間のもの。（ウ）の期間は、発行日前日の3か年前から発行日前日までのもの	○	○	○	○	
（ア）納税額、未納税額等の証明書（申請者が個人の場合は、所得税、申請者が法人の場合は法人税に係るもの）	○	○	○	○	
（イ）所得金額の証明書（申請者が個人の場合は申告所得税に係る所得金額、申請者が法人の場合は法人税に係る所得金額）	○	○	○	○	
（ウ）滞納処分を受けたことがないことの証明書	○	○	○	○	
● 区事務取扱基準第9に規定する特定乳児等通園支援事業者確認申請書及び添付書類					
子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定に準じ、乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）又は特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第12号様式）に次に掲げる書類を添付し、区が指定する日までに、区長へ提出すること。ただし、既に児童福祉法の規定に基づく認可又は子ども・子育て支援法の規定に基づく確認において中野区が把握している事項のうち、以前に提出した内容と同一であり、かつ中野区が改めての提出が不要と認めた書類に限り、提出を省略できるものとする。					
乳児等通園支援事業認可申請書（兼）特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第1号様式）又は特定乳児等通園支援事業者確認申請書（第12号様式）	○	○	○	○	
1 特定乳児等通園支援事業申請者・運営概要（第13号様式）	○	○	○	○	

※既に東京都や中野区の認可を受けている保育所、認定こども園、地域型保育事業については、市町村における子ども・子育て支援法上の確認や指導監督等において把握できている場合は省略可能。